



2024年5月15日

各 位

会社名 関 東 電 化 工 業 株 式 会 社
代表者 代表取締役社長 長谷川 淳一
(コード番号 4047 東証プライム市場)
問合せ先 広報・IR 室長 代蔵 政伸
(TEL. 03 - 4236 - 8804)

定款一部変更に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を2024年6月27日開催予定の第117期定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 定款変更の目的

- 現行定款第2条（目的）について、現在実施していない事業目的を削除するとともに、事業内容の明確化を図るため、事業目的を追加するものです。
- 当社は、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の中長期的な確保・向上を目的として2006年6月29日開催の定時株主総会において「当社株券等の大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「当該対応方針」という。）を決議し、その後5回にわたり、基本的内容を維持したまま、株主の皆様にご承認をいただき、現在まで継続しております。当社は、当該対応方針の有効期限を迎えるにあたり、その取扱いについて、国内外の機関投資家をはじめとする株主の皆様からのご意見や買収防衛策の最近の動向、当社を取り巻く経営環境の変化等を踏まえ慎重に検討を重ねてまいりましたが、2024年5月15日開催の取締役会にて、当該対応方針を継続せず、その有効期限である本定時株主総会の終結の時をもって廃止することを決議いたしました。これに伴い、現行定款第17条（買収防衛策の導入）を削除するものです。
- 取締役会の機動的な運営を図るため、現行定款第18条（員数）を変更し、取締役の員数を12名から10名にするものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、別紙のとおりです。

3. 日程

定款変更に関する株主総会開催日 2024年6月27日
定款変更の効力発生日 2024年6月27日

(別紙)

定款一部変更の内容

(下線は変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第 1 条 (条文省略)	第 1 条 (現行どおり)
(目 的)	(目 的)
第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	第 2 条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1) か性ソーダ、塩素および塩素化合物、水素および水素利用製品その他これらに関連する工業品、医薬品ならびにその副産品の製造および販売	(1) か性ソーダ、塩素および塩素化合物、水素および水素利用製品その他これらに関連する工業品、医薬品ならびにその副産品の製造および販売
(2) フッ素およびフッ素化合物ならびにこれらに関連する製品の製造および販売	(2) フッ素およびフッ素化合物ならびにこれらに関連する製品の製造および販売
(3) 石油化学製品ならびにこれらに関連する製品の製造および販売	(3) 石油化学製品ならびにこれらに関連する製品の製造および販売
(4) 鉄酸化物ならびにこれらに関連する製品の製造および販売	(4) 鉄酸化物ならびにこれらに関連する製品の製造および販売
(5) 磁性材料および電子材料の製造および販売	(5) 磁性材料および電子材料の製造および販売
(6) 粉末合金およびその成型品の製造および販売	(6) 粉末合金およびその成型品の製造および販売
(7) <u>農産品、水産品の化学的処理による製品の製造および販売</u>	(7) <u>前各号に関連する装置の設計製作および販売ならびに技術の販売およびコンサルティング</u>
(8) 前各号に附帯関連する一切の事業	(8) 前各号に附帯関連する一切の事業
第 3 条 ~ 第 16 条 (条文省略)	第 3 条 ~ 第 16 条 (現行どおり)
<u>(買収防衛策の導入)</u>	(削 除)
第 17 条 <u>買収防衛策の導入は、株主総会において決定する。</u>	
2 <u>前項に定める買収防衛策の導入とは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして、不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社の発行する株式その他の権利の買付行為に関して、当該買付けを行う者が遵守すべき手続きを当社が定めることをいう。</u>	
3 <u>第 1 項にかかわらず、当社の発行する株式その他の権利の買付行為により、株主全体の利益が著しく損なわれることが明らかであるときには、取締役会は、株主全体の利益が損なわれることを防止するための措置を講じることができる。</u>	
(員 数)	(員 数)
第 18 条 当社の取締役は、 <u>12</u> 名以内とする。	第 17 条 当社の取締役は、 <u>10</u> 名以内とする。
第 19 条 ~ 第 40 条 (条文省略)	第 18 条 ~ 第 39 条 (現行どおり)

以 上